

東金市ケアタクシー券の手引き (利用者用)

令和 8 年 6 月

東金市市民福祉部高齢者支援課

東金市ケアタクシー券を利用できる方

次の要件をすべて満たす方に東金市ケアタクシー券（以下、ケアタクシー券）を交付します。

- ◆要介護者（要介護１～５）であること
- ◆東金市内に住所があり在宅であること
（特別養護老人ホームや介護老人保健施設に入所している方、グループホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅に入居している方は対象外です。）
- ◆市税及び介護保険料を滞納していないこと
- ◆原則として、ケアマネジャーが作成する居宅サービス計画（ケアプラン）に、「通院等のためのケアタクシーの利用」または「通院等乗降介助」が組み込まれていること
※「通院等」とは、医療機関への通院（定期的な受診）、入院、退院のことです。

ケアタクシー券の交付時期

<すでにケアタクシー券を利用している方>

毎年２月頃に、更新の申請が必要です。

その後、交付が決定となった方には、年に２回、次のとおり交付します。

- ◆上半期（４月～９月）分…３月に交付
- ◆下半期（１０月～３月）分…９月に交付

<新規にケアタクシー券を利用する方>

申請をした月に、「翌月～当該期末分」を交付します。

例：５月に申請した場合、５月中に「６月～９月分」を交付し、
９月に「１０月～３月分」を交付します。

※申請書類…東金市ケアタクシー券交付申請書、個人情報確認同意書、ケアプラン

※申請期限…更新申請：更新のお知らせに記載、新規申請：交付予定表に記載

<注意点>

- ◆期間中に要介護認定の有効期限がある方は、その期限までの分を交付し、有効期限が更新された後に残りのケアタクシー券を交付します。
例：上半期（４月～９月）中の６月が要介護認定の有効期限の場合、
３月に交付するのは「４月～６月分」です。残りの「７月～９月分」は、
要介護認定の更新結果が出た後に交付します。
- ◆申請の際に、使用しない月があらかじめ判明している場合は、その月の分のケアタクシー券は交付しません。

ケアタクシー券が利用できる範囲

<利用目的>

医療機関への「通院」と「入退院」にのみ利用できます。

- ◆入院先を変更する「転院」や「買い物」などには利用できません。
- ◆医療機関とは、病院や診療所（保険薬局での薬の受取りを含む）のことです。整骨院・接骨院・鍼灸院・整体院などは含まれません。

<発着場所>

原則として、「利用者の自宅（以下、自宅）」及び「医療機関」に限られます。

- ◆他の場所に立ち寄ることはできません。
- ◆ただし、始点または終点が「自宅」であり、「通院」の前後に「介護事業所」を利用する場合は、「介護事業所（デイサービスやショートステイ先）」も含まれます。詳細は下記の図を参照してください。

○ ケアタクシー券利用可能 × ケアタクシー券利用不可

基本的な利用の場合

自宅 ⇒ (○) ⇒ 医療機関※ ⇒ (○) ⇒ 自宅

※保険薬局での薬の受取りを含む。以下同じ。

複数の医療機関を受診する場合

自宅 ⇒ (○) ⇒ 医療機関A ⇒ (○) ⇒ 医療機関B ⇒ (○) ⇒ 自宅

デイサービスを利用した後に直接医療機関を受診して自宅に帰る場合

自宅 ⇒ (×) ⇒ デイサービス ⇒ (○①) ⇒ 医療機関 ⇒ (○②) ⇒ 自宅

②の利用がある場合のみ、①の利用が可能

医療機関を受診してから直接デイサービスを利用して自宅に帰る場合

自宅 ⇒ (○①) ⇒ 医療機関 ⇒ (○②) ⇒ デイサービス ⇒ (×) ⇒ 自宅

①の利用がある場合のみ、②の利用が可能

医療機関を受診してから直接ショートステイへ行く場合

自宅 ⇒ (○①) ⇒ 医療機関 ⇒ (○②) ⇒ ショートステイ

①の利用がある場合のみ、②の利用が可能

ショートステイを利用した後に直接医療機関を受診して自宅に帰る場合

ショートステイ ⇒ (○①) ⇒ 医療機関 ⇒ (○②) ⇒ 自宅

②の利用がある場合のみ、①の利用が可能

自宅から医療機関に入院する場合

自宅 ⇒ (○) ⇒ 医療機関

退院した医療機関から自宅に帰る場合

医療機関 ⇒ (○) ⇒ 自宅

次のような場合は、利用できません。

ショートステイ先から直接医療機関に入院する場合

ショートステイ ⇒ (×) ⇒ 医療機関

退院した医療機関から直接ショートステイを利用する場合

医療機関 ⇒ (×) ⇒ ショートステイ

入院中の医療機関から別の医療機関に転院する場合

医療機関 A ⇒ (×) ⇒ 医療機関 B

※利用範囲は、介護保険の訪問介護(通院等乗降介助)の範囲を原則とした上で、医療機関への通院及び入退院に限ったものとなっています。

利用できる範囲が分からないときや不安なときは、事前に高齢者支援課にご相談ください。

問い合わせ先：東金市 市民福祉部 高齢者支援課

電話番号：0475-50-1219

電話受付時間：8時30分～17時15分

(土曜日/日曜日/祝日/12月29日～1月3日を除く)

ケアタクシー券の対象金額

「運賃」及び「迎車回送料金」に対してのみ使用できます。

- ◆予約料金、介助料金、付添料金、その他の料金には使用できませんので、それらの料金は現金等でお支払いください。
- ◆券種が500円券と100円券の2種類のための、運賃の100円未満の端数は現金等でお支払いください。

ケアタクシー券の利用上限金額

一カ月に6,000円(1冊)まで利用できます。

ただし、人工透析を受けている方は一カ月に12,000円(2冊)まで

- ◆1冊には、500円券が9枚、100円券が15枚綴られています。
- ◆上限を超えてケアタクシーを利用する場合は、その超えた分の運賃は利用者が自己負担することになります。

ケアタクシー券の有効期間

ケアタクシー券は、1冊が一カ月分になっているため、1冊ごとに有効期間が違います。

なお、人工透析を受けている方は、2冊で一カ月分のため、2冊ごとに有効期間が違います。

利用する月に、過去や未来の月の分を利用することはできません。

(例)

有効期間欄に「8, 8, 31」と押印されているケアタクシー券は、「8月分」です。

令和8年8月1日から令和8年8月31日までの間のみ使用できます。「8月分」のケアタクシー券を7月や9月など、他の月に利用することはできません。

<ケアタクシー券の見方>

ケアタクシー券の表紙

ケアタクシー券を管理するための番号です。
【利用者の番号－〇月分】

ケアタクシーは要介護認定者の通院を支援するものです

No. 1 2 - 8

この券が使用できる月を
赤いスタンプで示しています。
この券は「8月分」です。



東金市 ケアタクシー券

8

東金市

氏名

被保険者番号

利用者の住所・氏名・被保険者番号（介護保険被保険者証に記載されています）
をご記入ください。ケアタクシーの運転手が氏名を確認します。

ケアタクシー券の表面

表紙と同じ管理番号です。

No. 1 2 - 8

令和8年度 東金市ケアタクシー券

500円

「500円」券「100円」券の
2種類です。

（おつりは出ません）

有効期間

8, 8, 31

乗降車地域

乗車又は降車を東金市内でお願いします

東金市長



東金市市民福祉部

高齢者支援課

☎ 50-1219

有効期間（例：令和8年8月1日～31日）の期限である
その月の月末（例：8, 8, 31）が記載されています。

※券の裏面は、運転手の方が記入しますので、何も書かないでください。

ケアタクシー券を利用するときは

＜ケアタクシー事業者を選択する＞

- ◆ケアタクシー券を利用できるのは、「ケアタクシー事業者一覧」に記載されている事業者に限られます。
- ◆事業者ごとに介助の範囲などが異なりますので、一覧を確認の上、詳細は事業者へお問い合わせください。
- ◆介護保険による乗降等の介助を希望する場合は、別途諸手続きがありますので、事前にケアマネジャーへ相談してください。

＜予約する＞

- ◆事業者へ利用者の情報を伝えるとともに、ケアタクシー券を利用することを伝えてください。
- ◆介護保険による乗降等の介助を利用する場合は、担当ケアマネジャーが予約しますので、通院等の日時をケアマネジャーに伝えてください。
- ◆タクシー配車アプリの使用はできません。

＜乗車する＞

- ◆運転手に、氏名や行き先などを伝えるとともに、ケアタクシー券を見せてください。

＜運賃を支払う＞

- ◆運賃を支払う際は、運転手に、ケアタクシー券を必要な枚数分渡してください。
- ◆ケアタクシー券の対象外の料金や、運賃の１００円未満の端数金額、当月の利用上限を超える金額は、現金等によりお支払いください。

FAQ

Q 1. デイサービスを利用した後に直接医療機関に通院して自宅に帰る予定が、受診をした結果、緊急的に入院となった場合に、デイサービスと医療機関の間でケアタクシー券は利用できますか。

A 1. 受診した結果、緊急的に入院となった場合は、利用できます。なお、受診前から入院が予定されていた場合は利用できません。

Q 2. 通院等の途中や帰りに、スーパーマーケットなど医療機関以外に立ち寄ることはできますか。

A 2. ケアタクシー券の利用範囲が「通院及び入退院」に限られることから、医療機関以外に立ち寄ることはできません。なお、往路の「自宅 ⇒ 医療機関」はケアタクシー券を使用し、復路の「医療機関 ⇒ スーパーマーケット等 ⇒ 自宅」は利用者の自費とすることは差し支えありません。

Q 3. 家族等が同乗することは可能ですか。

A 3. 受診時等に家族等の付き添いが必要な場合は可能です。

なお、介護保険における訪問介護の通院等乗降介助については、介助が可能な家族等が同乗する場合は、一般的にその必要性がないと考えられますが、家族等では介助が困難な理由や同乗する理由など、その必要性がケアプランに明確に位置づけられている場合は算定が可能です。

Q 4. 利用者、タクシー事業者、医療機関のいずれかの都合により、利用者の月 1 回の通院が翌月以降に変更になり、翌月に 2 回通院することとなった場合、前月分のケアタクシー券を使用することはできますか。

A 4. ケアタクシー券の使用は、一月 6,000 円（人工透析を受けている方は一月 12,000 円）が限度となっていますので、当月分以外のケアタクシー券を使用することはできません。

Q 5. 医療機関へ行ったところ、医療機関の急な都合で休診していた場合に、ケアタクシー券の使用及び通院等乗降介助の算定をすることはできますか。

A 5. 休診であることを利用者が知り得なかった場合は、ケアタクシー券の使用及び通院等乗降介助の算定は可能です。

Q 6. 同じ居宅に居住する利用者2名が、同じ日時、同じ医療機関に通院する場合、ケアタクシー券はどのように使用したらよいですか。

A 6. それぞれの方のケアタクシー券を半分ずつ使用することなどが考えられます。

Q 7. 介助に対応していない事業者(一般タクシー)を利用する場合は、どのように利用すればよいですか。

A 7. 乗降等の介助については、訪問介護の身体介護(通院・外出介助)の利用や家族等による介助が考えられます。介助についてはケアマネジャーにご相談ください。

Q 8. ケアタクシー券を紛失してしまいました。再発行はできますか。

A 8. ケアタクシー券は金券扱いであるため、紛失や汚損等のいかなる理由の場合も再発行はできません。

Q 9. 家族や友人などにケアタクシー券を譲渡することはできますか。

A 9. ケアタクシー券を利用できるのは利用者本人のみですので、他の人に譲渡することはできません。(ケアタクシー券には管理用の番号が付番されています。)

Q 10. (看護)小規模多機能型居宅介護を利用している場合、ケアタクシー券の申請はできますか。

A 10. 申請可能です。

ただし、(看護)小規模多機能型居宅介護事業所の利用者は、他事業所の訪問介護(通院等乗降介助)を利用できないため、利用できるケアタクシー事業者は、自費の乗降等の介助を行う事業者に限られます。

Q 11. 生活保護を受けている場合、ケアタクシー券の申請はできますか。

A 11. 申請可能です。

ただし、ケアタクシー事業者のうち、基準該当訪問介護事業者については、「生活保護法による介護扶助の運営要領について(平成12年3月31日社援第825号)」第5-2-(8)により介護扶助を委託する指定介護機関の指定対象にならないため、介護扶助の適用外となります。

問い合わせ先

東金市 市民福祉部 高齢者支援課 介護給付係

〒283-8511 千葉県東金市東岩崎1番地1

電話番号：0475-50-1219

電話受付時間：8時30分～17時15分

窓口受付時間：9時00分～16時30分

(土曜日/日曜日/祝日/12月29日～1月3日を除く)